

気象警報の発令の場合について

奈良地方気象台より「奈良市」に警報（暴風・大雨・洪水等）が発令された場合、園児の安全を図るため下記の事項に従って対応していただきますようお願いいたします。

認定区分	対応内容
1号認定	<ul style="list-style-type: none">午前7時現在、警報が発令されている時は臨時休業となります。警報の発令が登園後の場合は、保護者の方は速やかにお子様を迎えに来てください。警報の発令で臨時休業になった場合でも、保護者のご都合により家庭保育が困難な場合は一時預かりを実施しますので、事前に電話等で申し出てください。9時～14時以外の時間を利用される場合、利用料が必要となります。
2号・3号認定 （1号認定の一時預かり利用児を含む）	<ul style="list-style-type: none">警報が発令されている場合は、原則として家庭で保育をされますようお願いいたします。保護者のご都合により家庭保育が困難な場合は保育を実施いたします。但し、園児の安全確保のため、状況を見て園から連絡をした場合は、迎えに来ていただきますようお願いいたします。警報が解除された場合は、地域や施設の実情に応じて平常通り保育を開始いたしますので、登園される場合は、事前に電話連絡をお願いいたします。尚、その際は付近の状況を判断し、十分に注意してください。